

第3回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和2年11月24日(火)
午後3時00分～午後4時30分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員会 (6人)

会	長	7番	高良 久				
委	員	1番	渡久地 真吾	5番	平良 哲		
		2番	喜納 キミ子	6番	大城 綱徹		
		3番	知念 一義				

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第9号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長 松本 一也

農地担い手支援班長 山田 健

7、会議の概要

- 議長 　ただ今から第3回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 　全員、出席しております。
- 議長 　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
- 議長 　（異議なしの声あり）
異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。
- 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 　議案に入ります。
- 議長 　議案第9号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 　議案第9号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。
- 番号1番 北里1031 登記現況共に、畑 面積615㎡
北里1215-7 登記現況共に、畑 面積3,126㎡ 合計3,741㎡
利用権を設定する者:本部町在住A氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住B氏
利用権の設定期間:5年(賃貸借)
添付資料説明
- 番号2番 備瀬883 登記現況共に、畑 面積1,033㎡
備瀬896 登記現況共に、畑 面積851㎡
備瀬999 登記現況共に、畑 面積974㎡
備瀬1616 登記現況共に、畑 面積1,448㎡ 合計4,306㎡
利用権を設定する者:名護市在住C氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住D氏
利用権の設定期間:5年(賃貸借)
添付資料説明
- 番号3番 並里1303-1 登記 山林 現況 畑 面積5,936㎡
利用権を設定する者:本部町在住E氏
利用権の設定を受ける者:本部町在住F氏
利用権の設定期間:10年(使用貸借)
添付資料説明
- 以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第9号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第9号は可決致します。
次に進みます。

議長 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会
の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 伊豆味3042-2-b 登記現況共に、畑 面積10,508.00㎡うち2,000.00㎡
譲渡人:名護市在住G氏
譲受人:名護市在住H氏
権利種別:10年間の使用賃借
申請事由:
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

議長 意見や異議がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第10号について、提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第10号は可決します。

次に進みます。

議長 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 山川572 登記現況共に、畑 面積684㎡
譲渡人:本部町在住I氏
譲受人:本部町在住J氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:住宅を建築したため。
農地区分:第二種 その他農地

番号2番 崎本部684-1 登記現況共に、畑 面積108㎡

譲渡人:本部町在住K氏
譲受人:本部町在住L氏
転用目的:墓
転用理由:墓を新たに建築するため。
農地区分:第二種 その他農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

委員 補足説明します。
どちらも事前着工等はありませんでした。
また、番号二番については、周囲も墓がたくさんある場所であり、墓への転用としては
場所は適していると思われます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第11号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第11号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第12号 非農地証明願について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号 非農地証明願について
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数4件です。

番号1番 願出人:浦添市在住M氏
申請農地:具志堅1165 登記、田 面積202㎡
具志堅1978-1 登記、畑 面積291㎡ 合計493㎡
申請要旨:S35年ごろから町外に居住しており、耕作していたものも高齢となり
長年放置していたため、雑草・雑木が生い茂り畑として使用することが困難である。
所有者:那覇市在住N氏
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住O氏
申請農地:豊原640 登記、畑 面積692㎡
申請要旨:米軍の滑走路用地として使用されていたため、畑としての利用が困難である。
所有者:那覇市在住P氏
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住Q氏
申請農地:北里674-1 登記、畑 面積28㎡
申請要旨:面積も非常に狭く、町外に居住しているため長年放置していたため、
雑草・雑木が生い茂り畑として使用することが困難である。

所有者:北中城村在住R氏
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:瀬底1736 登記、畑 面積356㎡
申請要旨:S59年ごろから放置していたため、
雑草・雑木が生い茂り畑として使用することが困難である。

所有者:本部町在住T氏
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

委員 番号1番は、1筆は袋地であることと、雑木も生い茂っていて、畑としての利用は難しそうでした。もう1筆については、周囲に畑が広がっておらず、また三角地であり、畑としての利用は難しそうでした。
番号2番は、願い出にある通り、滑走路の跡地の固い地盤であり、畑には不向きでした。
番号3番は、面積がとても小さく、石が混じっているような土地であり、畑としての利用は難しそうでした。
番号4番は、土に石灰岩が混じっていて畑として利用するのは難しそうでした。

以上で補足説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

議長 質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第12号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第12号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 午後4時30分

議事録署名員

3番 知念 一義

5番 平良 哲

本部町農業委員会会長

会長 高良 久